

地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託に係る  
企画提案審査委員会設置要綱

(設置及び所掌事務)

第1条 地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務に関する企画提案競技(以下、「企画提案競技」という。)の審査及び受託候補者を選定するため、地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、次の委員3名をもって構成する。

- (1) 秋田県生活環境部温暖化対策課長(以下、「温暖化対策課長」という。)
- (2) 上記(1)以外で温暖化対策課長が指名する者 2名

(運営)

第3条 審査委員会に委員長を置き、委員長は温暖化対策課長とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員会の事務局は、温暖化対策課に置く。

(会議)

第4条 審査委員会の招集は、温暖化対策課長が行う。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により、代理を認める。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法及び基準等)

第5条 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。